

# 建設弘済会関係業務の発注の見直し結果

- **契約方式**については、平成20年度発注から「公募」は全廃、「企画競争」へ移行。さらに、工事管理業務で約50件など、価格面でも競争する「総合評価」を一部試行し、2～3年後の本格導入を目指す。
- **応募要件**については、民間参入が可能となるよう要件緩和。応募要件を満たす民間業者数を確認済。

## 1. 契約方式の見直しによる競争性の向上

弘済会以外の参加者の有無を確認

H19 「公募」方式 **全廃**

※1 民間を含め、技術提案で競争 ※2 価格面でも競争

H20～ 「企画競争」※1  
一部業務で「総合評価方式」※2※3を試行

※3 工事管理業務で約50件（H19発注件数は約170件）  
など、計100件程度での試行（財務省協議が必要）

価格と品質が総合的に優れた調達へ

2～3年後 試行結果を検証後、  
「総合評価方式」の本格導入を目指す

## 2. 応募要件の見直しによる民間参入の拡大

**原則** 民間参入が可能となるよう、応募要件を緩和

**具体例1** 〇民間企業が有しない実績を求める要件

（従来）一部の地方整備局では、当該整備局又は管内府県の発注の業務の受注実績に限定。  
↓  
しかし、管内には受注実績のある民間なし。

（見直し）全国の地方整備局、都道府県・政令市、特殊法人（高速道路会社など）等が発注した業務の受注実績にまで拡大

**具体例2** 〇民間技術者が取得不能な資格を求める要件

（従来）一部の地方整備局では、民間企業には在籍していない「発注者支援技術者」の資格を要求。  
↓

（見直し）技術士、一級土木施工管理技士等の一般的な資格も認める。

緩和後の要件を満たす競争参加可能な民間業者が原則10社以上あることを確認。

## 3. 周知・啓発による民間の競争参加の促進

民間企業への情報提供

- ・ 業務概要
- ・ 応募要件
- ・ 発注スケジュール
- ・ 発注関連情報の入手方法 等

民間における競争参加体制の整備を促進、競争性を向上

[参考]従来、建設弘済会に随意契約で発注してきた業務

- 公物管理補助 ・ 河川や道路の管理（ダム操作、許認可、巡視等）に関する業務
- 発注者支援 ・ 発注者が行う積算、技術提案書の評価、工事監督等に関する業務
- 用地事務補助 ・ 公共用地の取得交渉に関する業務 等